## 小郡市監查委員公表第10号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、監査を実施したので、同条 第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

令和7年3月11日

小郡市監査委員 髙山 晃小郡市監査委員 後藤理恵

## 定期監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、定期監査を小郡市監査基準 に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を提出します。

記

#### 第1 監査の概要

- 1 実施期間 令和7年1月31日から令和7年2月20日まで
- 2 監査対象 経営政策部 防災安全課
- 3 監査範囲 令和6年4月1日から令和6年12月31日までに執行された財務に関する事務及び一般事務
- 4 着眼点 財務に関する事務及び一般事務が、関係法令に則り、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

また、過去における指摘等のリスクが高いことから、重点項目として、補助金事務が適正に行われているかを点検し、監査を行った。

5 監査方法 事前に提出を求めた関係書類等に基づいて照合するとともに、関係職員からの説明を聴取し、必要に応じ実査等を行った。

### 第2 監査の結果

財務に関する事務及び一般事務は、おおむね適正に執行されていると認められた。 しかしながら、その一部において注意、改善を要する事項が見受けられた。これについ ては適切な措置を講じるよう要望する。

なお、軽微な事項については、速やかに改善を図り、次回に同様の事項が発生しないよう、監査委員事務局から指導した。

- 1 監査委員指摘事項(改善が必要であると認められるもの)
- (1) 支出事務について適正な事務処理を求めるもの

消防団長交際費について、10月8日に資金前渡をしているが、4月と9月の支払が立替払となっていた。

現行法令上、立替払の制度は認められていない。適正な時期に資金前渡を行われたい。

(2) 契約事務について適正な事務処理を求めるもの

物品の購入において、3万円(物品購入伺が必要)及び5万円(3者以上の見積が必要)を超えないように分割購入を行ったと見受けられる支出があった。

公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、不適切な調達を 行っていると疑念を抱かれることはあってはならない。 3万円を超える物品購入の際は 見積を徴し、随意契約を行われたい。

(3) 使用料及び賃借料の事務手続について適正な事務処理を求めるもの 雨量観測システム EQROS 使用料について、以下の点が見受けられた。

# ア 契約書等の自動更新規定について

自動更新条項が付されたサービス利用規約に基づき、登録(申込)をしていた。

地方自治法第232条の3の規定により、後年度予算の裏付けがない状態で、後年度に おける契約の継続を約束する自動更新条項を設けることはできない。 適正な事務処理を 行われたい。

イ 支出負担行為として整理する時期について

登録(申込)をしているが、支出負担行為を行っていなかった。

使用料及び賃借料で契約を締結した場合の「支出負担行為として整理する時期」は「契約を締結するとき」である。適正な事務処理を行われたい。

- 2 事務局指導事項(監査委員指摘事項に至らない軽微な事項)
- (1) 旅費支出事務(1件)
  - ・出張命令が適正でないもの
- (2) 補助金支出事務(2件)
  - ・補助金等の額の確定が適正でないもの
  - ・補助金等の交付時期が適正でないもの
- (3) その他支出事務(1件)
  - ・支出負担行為として整理する時期が適正でないもの
- (4) 契約事務(3件)
  - ・請書に不備があるもの
  - ・契約に伴う起案に不備があるもの
  - ・契約書に自動更新を規定しているもの
- (5) その他事務(1件)
  - ・県補助金の交付申請に不備があるもの

監査委員指摘事項、事務局指導事項については、以上のとおりである。監査委員指摘事項 について必要な措置を講じたときは、その旨通知されたい。

今後とも事務の執行等にあたっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。